

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	許可工作物の完成前の使用の承認	
処 分 の 概 要	特別な事情がある場合は、工作物の工事の完成前でも河川管理者の承認を受けて、工作物の一部を使用することが出来る。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第30条第2項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一使用に対する 社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。 ○使用をしようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。 ○一部使用することによる河川管理上の支障が生じないような必要な措置が講じられていること。 ○一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。 【根拠法令等】 河川法 第30条第1項 (許可工作物の使用制限) 第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日（休日は含まない）

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。